只木ゼミ春合宿第4間検察レジュメ

文責:4 班

I. 事実の概要

- 5 甲は、夫の前妻の子供 A を殺害しようと決意し、平成 29 年 7 月 1 日午前 2 時頃、熟睡中の A の頸部を細い麻縄で絞めつけた。その後 A の脈を確認したところ、甲は A がすでに死亡したと思い、その犯行の発覚を防ぐ目的で、麻縄を解かないまま A を数 km 離れた海岸まで約 15 分かけて車で運び、砂上に放置したまま帰宅した。その結果 A は、同日未明に死亡した。
- 10 尚、司法解剖の結果によると、A 死亡の原因は麻縄による絞首ではなく、海岸の砂末を吸引したことによる窒息死であることが明らかになった。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:大審院大正 12年4月30日決定

15

Ⅱ. 問題の所在

甲は麻紐でAを絞首した行為(第1行為)によりAを死亡させたと思っているが、実際は砂上に放置した行為(第2行為)によってAは死亡している。そこで、第1行為と死亡結果の因果関係と行為者の故意が認められ殺人既遂罪が成立するのかが問題となる。

20

25

Ⅲ. 学説の状況

因果関係について

A 説(条件説)

本説は行為と結果との間に「前者(その行為)がなかったならば、後者(その結果)は発生しなかったであろう」という関係、すなわち、「条件関係」の認められる限り、両者の間に刑法上の因果関係を肯定する立場のことである1。

B 説(相当因果関係説)

本説は、一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為からその結果が発生するこ 30 とが「相当」と認められる場合に刑法上の因果関係を認める立場のことである²。

C 説(危険の現実化説)

本説は「行為の危険が結果へと実現したか」を基準にして因果関係の判断を行う立場である³。

¹ 岡野光雄『刑法における因果関係の理論』(成文堂,1977年)1 頁以下。

² 前田雅英『刑法総論講義[第6版]』(東京大学出版会,2015年)131 頁以下。

³ 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2016年)60頁。

因果経過の錯誤と故意について

 α 説(法定的符合説)

本説は、行為者の認識した事実と実現した事実が構成要件の範囲で符合していれば故意 責任を認めるとする立場である4。

5

15

β 説(具体的符合説)

本説は、行為者の認識した事実と実現した事実が具体的に符合していない限り実現した 事実について故意責任を認められないとする立場である5。

10 IV. 判例(裁判例)

札幌地方裁判所平成19年8月31日。

[事実の概要]

被告人は E(当時 66 歳)に対し、殺意をもって両手で同人の頸部を圧迫するなどした上、同人が死亡したと考え、救命しようと同人の胸部を両手で強く叩いたり押したりするなどして、よって、そのころ同所において、同人を胸部打撲又は圧迫による心挫裂により死亡させて殺害した。

[判旨]

「被告人の公判供述を含む関係各証拠によれば、被害者には、被告人による頸部を圧迫する行為により、死亡の可能性があるほどの窒息が生じていて、このことは被告人も認識していたことが認められる。このような事態に直面した行為者が、救命行為に関する知識も経験も不足しているにもかかわらず119番通報などをすれば犯行が発覚することを危惧し、自ら救命行為を行うことは経験則上あり得る事柄である。そして、心臓マッサージに代表される救命行為は、その性質上、知識も経験も不十分な者が不適切に行えば、むしろ生命の危険を生じさせるといえるのであって、被告人がなした心臓マッサージ類似の行為も、まさにそのような不適切なものであった。その結果として、被害者に『胸部打撲又は圧迫による心挫裂』で死亡したのは、被告人が被害者の頸部を圧迫したという殺人の実行行為に起因すると評価できる。そうすると、上記被告人の過失行為の介在によっても、被告人のした殺人の実行行為と被害者の死亡との間の因果関係は否定されない。」

30

35

V. 学説の検討

因果関係について

A 説について

この説は、条件関係が認められる以上すべて刑法上の因果関係を認めることになるため、 処罰範囲が広くなりすぎる。そのためこのような説を用いることは妥当とは言えない。

⁴ 大塚裕史『基本刑法 I[第 2 版]』(日本評論社,2016 年)105 頁。

⁵ 前掲・大塚 106 頁。

よって検察側はA説を採用しない。

B 説について

5

因果経過の相当性を判断するにあたっては、判断時点は行為時点、判断基準は一般人である。何をその相当性の判断資料にするかにより、下記のように違いが生じる。一つに行為者が行為当時認識していた事情及び認識・予見しえた事情を考慮する主観説、そして行為当時存在したすべての事情及び行為後に生じた客観的予見可能な事情を考慮する客観説、また一般人が認識・予見しえた事情と行為者がとくに認識・予見していた事情を考慮する折衷説がある。

10 主観説は行為者の主観を判断材料にするため、客観的構成要件である因果関係においては馴染まないといえる。行為者の認識・予見していた事情を判断材料にするため、相当因果関係の有無が行為者にのみ依存することになり、客観性が失われる。このことから検察側はこの説を採用しない。

次いで客観説についてである。本説は判断材料として客観的事情を用いるため、本件説で生じた問題はない。しかしこの説で考えていくと、一般人ですら知りえない事情であっても因果関係が認められることになり、行為者に酷なことになる。このように因果関係を客観的に判断できることは良くても、様々な事情に妥当な対応できるわけではない。したがって検察側はこの説を採用しない。

次に折衷説についてである。折衷説は客観説の問題点である一般人ですら知りえない事情をでも因果関係が認められることに対応するために、判断材料に行為者の認識・予見していたことが入った。これによって様々な問題点が解消されたように見えるが、ここにも問題がある。上述のように客観説の問題点を解消したため、この説では、犯人がその事実をたまたま知っていた場合には、全く同じ状況で同じ行為をしたのに因果関係がなくなるということもあることになる。これは通常の因果関係の捉え方を離れたものとなっているといえる。このように論理的に正当性のとれないことになってしまうおそれがあるため、検察側はこの説を採用しない。

以上より検察側はB説を採用しない。

C 説について

30 本説は「行為の危険が結果へと実現したか」を基準にして因果関係の判断を行う説である。この実行行為の危険性は行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断される。また当然ながら危険性が結果へと実現したといえれば、因果経過に相当性がなくても因果関係が認められることがある。そして本件のように行為後に介在事情が生じた場合には、「結果に至る因果経過が相当か」という問題意識の危険の現実化説は適合する。

35 そのため検察側は C 説を採用する。

因果経過の錯誤と故意について

 α 説を採用しても β 説を採用しても結論自体は変わらない。なぜなら、 β 説も結局は、法的観点から錯誤の重要性を判断している点では α 説と共通しているからである。もっとも、 β 説は故意の成立範囲を不当に狭くしすぎる恐れがあり妥当ではない。一方で、 α 説は行為者の反規範的行動を考慮し、処罰範囲を適切に確定することが出来る。判例も α 説の立場を採っている。

そこで、検察側はα説を採用する。

VI. 本間の検討

5

15

20

25

30

1.甲がAの頸部を麻紐で締めた行為絞首行為について、殺人罪(199条)が成立しないか。2.(1) 10 麻紐で頸部を締め付ける行為は人を窒息死させる現実的危険性を有するので殺人罪の実行 行為といえる。また、Aの死亡結果もある。

(2)もっとも、Aの直接の死因は砂上に放置され砂末を吸引したことによる窒息死であり、 絞首ではないので因果関係が認められないのではないか。

そもそも因果関係とは行為と結果の事実的な結びつきをいう。そして、実行行為とは構成要件的結果発生の現実的危険性を有する行為をいう。したがって、行為の内包する危険が結果へと現実化したといえれば因果関係が認められる。

本件絞首行為には人が死亡する危険がある。そして、人を絞首した者が証拠隠滅などのため被害者を遺棄することは珍しくない。そのため、本件絞首行為には被害者が遺棄されて意識消失状態のままうつ伏せになり、砂末等を吸引して窒息死する危険性が内包されている。そして、Aは砂末を吸引して窒息死しているので、本件の絞首行為の内包する危険が現実化したといえ、因果関係が認められる。

(3)甲は殺意を有していたので故意(38条1項)も認められそうである。

もっとも、甲は絞首行為により A を殺害しようとして、A は実際砂末吸引により死亡している。このように因果関係に錯誤がある場合、故意は阻却されるのではないか。そもそも、故意責任の本質は行為者の反規範的人格態度に対する道義的非難にある。そこで、主観と客観が構成要件の範囲内で符合する限り、規範に直面したといえ、故意は阻却されない。したがって、本件では因果関係が認められることにおいて主観と客観が同一の構成要件内容で一致していれば故意は阻却されない。本件、甲の認識している因果関係は絞首行為による死であり、実際には砂末吸引による死である。これは同一の殺人罪の構成要件内で一致しているため、規範に直面しているといえ故意は阻却されない。よって、故意は認められる。

3.以上より、甲の本件絞首行為について殺人罪(199条)が成立する。

VII. 結論

35 甲は殺人罪(199条)の罪責を負う。

以上